#### 第17章 課徵金納付命令

#### 第1節 課徴金制度について

#### I 経緯等

証券市場への信頼を害する違法行為又は公認会計士・監査法人による虚偽証明に対して、行政として適切な対応を行う観点から、規制の実効性確保のための新たな手段として、2005年4月(公認会計士法については2008年4月)から、行政上の措置として違反者に対して金銭的負担を課す課徴金制度を導入した。

#### (注)制度の対象とする違反行為

- 1. 金融商品取引法
  - ① 不公正取引
    - (インサイダー取引、相場操縦(仮装・馴合売買、違法な安定操作取引等)、 風説の流布・偽計)
  - ② 情報伝達·取引推奨行為
  - ③ 有価証券届出書等の不提出・虚偽記載等(発行開示義務違反)
  - ④ 有価証券報告書等の不提出・虚偽記載等(継続開示義務違反)
  - ⑤ 公開買付開始公告の不実施、公開買付届出書等の虚偽記載等
  - ⑥ 大量保有報告書等の不提出・虚偽記載等
  - ⑦ プロ向け市場等における特定証券等情報の不提供等、虚偽等及び発行者等 情報の虚偽等
  - ⑧ 虚偽開示書類等の提出等を容易にすべき行為等

#### 2. 公認会計士法

- (1) 公認会計士
- ① 公認会計士が、故意に、虚偽、錯誤又は脱漏のある財務書類を虚偽、 錯誤及び脱漏のないものとして証明
- ② 公認会計士が、相当の注意を怠り、重大な虚偽、錯誤又は脱漏のある財務書類を重大な虚偽、錯誤及び脱漏のないものとして証明
- (2) 監査法人
- ① 監査法人の社員が、故意に、虚偽、錯誤又は脱漏のある財務書類を虚 偽、錯誤及び脱漏のないものとして証明
- ② 監査法人の社員が、相当の注意を怠り、重大な虚偽、錯誤又は脱漏のある財務書類を重大な虚偽、錯誤及び脱漏のないものとして証明

金融庁では、これら課徴金制度の運用を行うための体制整備として、2005 年 4 月 1 日付で、審判官を発令するとともに、総務企画局総務課に審判手続室を設置した (2018 年 7 月 1 日付で総合政策局総務課に設置)。

### Ⅱ 課徴金納付命令までの手続(別紙1参照)

### 第2節 課徴金納付命令等の状況 (別紙2参照)

#### I 課徴金納付命令の実績

#### 1. 金融商品取引法

事務年度	不公正取引	開示書類の 虚偽記載等	合計	
2005 事務年度~	282 件	102 件	384 件	
2015 事務年度	202 1+	102 17		
2016 事務年度	47 件	4件	51 件	
2017 事務年度	28 件	3件	31 件	
2018 事務年度	37 件	10 件	47 件	
2019 事務年度	27 件	6件	33 件	
2020 事務年度 12 件		10 件	22 件	

#### 2. 公認会計士法

事務年度	公認会計士	監査法人	合計
2015 事務年度	O件	1件	1件

## Ⅱ 審判期日等の実績

1. ビート・ホールディングス・リミテッド株式に係る相場操縦

(令和元(判)34)

2020年 2月 4日 開始決定

2020年 8月21日 第1回審判期日

2021年 3月 4日 課徵金納付命令

2. 日本海洋掘削(株)社員による内部者取引

(令和元(判)35)

2020年 2月 4日 開始決定

2020年 9月 7日 第1回審判期日

2021年 3月 4日 課徴金納付命令

3. 日本海洋掘削(株)社員による重要事実に係る推奨行為

(令和元(判)37)

2020年 2月 4日 開始決定

2020年10月23日 第1回審判期日

2021 年 3月19日 違反事実がないと認める旨の決定

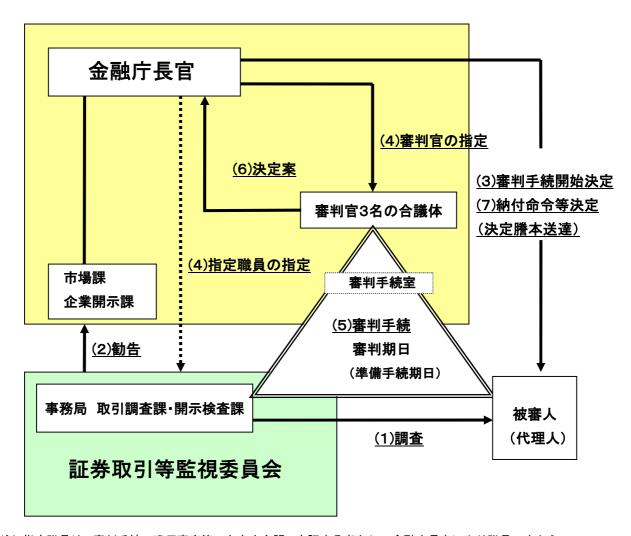
4. (株) さいか屋株式に係る安定操作

(令和2年(判)9)

2020 年 9月18日 開始決定 2021年 6月25日 第1回審判期日

(注) これまでに審判期日が開催され、2020事務年度中に審判手続(審判期日)が 終結したもの。

# 調査から課徴金納付命令までの流れ



- (注)指定職員は、審判手続で違反事実等の存在を主張・立証する者として金融庁長官により職員の中から 指定され、準備書面の提出や証拠の申出等を行います。
- ※ 公認会計士法違反及び金融商品取引法違反の一部については、企業開示課が必要な 調査を行い、証券取引等監視委員会による調査・勧告は行われません(この場合の指 定職員は、金融庁職員から指定されます。)。
- ※ 番号は、次の「課徴金制度に係る手続等の流れ」の番号に対応します。

## 課徴金制度に係る手続等の流れ

# 金商法 会計士法 (1)証券監視委による調査 (1)金融庁長官による調査 (金商法 26 条、177 条) (会計士法 32 条 2 項、3 項) (2)証券監視委から内閣総理大臣及び 金融庁長官に対して勧告(金融庁設置法 20 条) (3) 金融庁長官による審判手続開始決定(金商法 178 条、会計士法 34 条の 40) (4)金融庁長官による審判官・指定職員の指定 (金商法 180 条 2 項、3 項、181 条 2 項、会計士法 34 条の 42 第 2 項、3 項、34 条の 43 第 2 項) (5)審判手続 ● 審判手続開始決定書の謄本を被審人に送達(金商法 179 条 3 項、会計士法 34 条の 41 第 3 項) ・審判手続開始決定書には審判の期日及び場所、違反事実、課徴金の額等を記載 (金商法 179条 2項、会計士法 34条の41第2項) ● 被審人による審判手続開始決定に対する答弁書提出(金商法 183 条、会計士法 34 条の 45) 違反事実及び課徴金の額を認める旨の答弁書 違反事実及び課徴金の額を認める旨の答弁書 が提出されないとき が提出されたとき ○ 争点及び証拠の整理を行うため必要があるときは、 準備手続期日を開催(非公開) 審判期日を (金融商品取引法第六章の二の規定による課徴金に関する内閣府令30条、 会計士法の規定による課徴金に関する内閣府令31条) 開くことを 要しない。 審判期日の開催(公開) (金商法 183 条 被審人の意見陳述 2 項、会計士法 (金商法 184条、会計士法 34条の46) 34条の45第2 参考人・被審人に対する審問 項) (金商法 185条、185条の2、会計士法 34条の47、34条の48) 被審人による証拠書類又は証拠物の提出 (金商法 185 条の 3、会計士法 34 条の 49) (6)審判官による決定案作成、金融庁長官に提出(金商法 185 条の 6、会計士法 34 条の 52) (7)審判官作成の決定案に基づき金融庁長官が課徴金納付命令等決定 (金商法 185 条の 7、会計士法 34 条の 53) <決定の3類型> 課徴金納付命令決定 ││ 違反事実がないと認める旨の決定 ││ 課徴金納付を命じない旨の決定 (決定書謄本を発した日から2か月以内) 国庫に納付 (金商法 185 条の 7 第 21 項、会計士法 34 条の 53 第 9 項)

〇課徴金納付命令決定の取消しの訴えを提起する場合は、決定の効力が生じた日から30日 以内に裁判所に提起しなければならない(金商法185条の18、会計士法34条の63)

※(1)(3)(4)(6)(7)は、内閣総理大臣の権限が金融庁長官に委任されている(金商法 194条の7、会計士法 49条の4) ※金商法は金融商品取引法、会計士法は公認会計士法、証券監視委は証券取引等監視委員会の略

# 別紙2

# 課徴金納付命令の実績

# (令和2事務年度)

No.	事 件 名	違反行為の態様	被審人	勧告・開始決定	課徴金納付命令	課徴金額
1	ナイス (株) における有価証券報告 書等の虚偽記載 (令和2年度第3号)	不適正な不動産販売による売上の過大計 上、不採算子会社等の連結範囲からの除 外等、不適正な会計処理を行い、重要な 事項につき虚偽の記載がある有価証券報 告書等を提出した。	ナイス(株)	令和2年6月16日 (勧告) 令和2年6月18日 (開始決定)	令和2年9月10日	2400万円
2	グローム・ホールディングス(株) における有価証券報告書等の虚偽記 載 (令和2年度第4号)	子会社において、実態のないコンサル ティング業務や商品販売等に係る売上の 過大計上、商業施設収用に関して受領す る補償金に係る利益の前倒し計上等、不 適正な会計処理を行い、重要な事項につ き虚偽の記載がある有価証券報告書等を 提出し、重要な事項につき虚偽の記載が ある有価証券届出書に基づく募集により 有価証券を取得させた。	グローム・ホールディ ングス(株)	令和2年6月16日 (勧告) 令和2年6月18日 (開始決定)	令和2年9月10日	4395万円
3	(株)アルファクス・フード・システムにおける有価証券報告書等の虚 偽記載(令和2年度第5号)	コンサルティング業務名目での売上の前側し計上、ソフトウェアに係る売上の前側し計上、未収入金に係る気力に係るアルンジケートローンに係るアルリンジケートの過少計上、シンジケートの過少計上、シンジケートの過少計上、シンジケートの過少計上、シンドフートの過少に係るアル関連事業の固定資産に係る減損損失の不計上等、不適正な会計処理を行行有価証券報告書等を提出し、重要な事項につき虚偽の記載がある有価証券を関係の記載がある有価証券を開きませた。	(株)アルファクス・ フード・システム	令和2年6月26日 (勧告) 令和2年6月30日 (開始決定)	令和2年9月10日	3577万円
4	フリージア・マクロス(株)におけ る有価証券報告書の不記載 (令和2年度第6号)	当社と当社の役員との取引を、「関連当事者との取引として、連結財務諸表への注記を行わず、記載すべき重要な事項の記載が欠けている有価証券報告書を提出した。	フリージア・マクロス (株)	令和2年7月7日 (勧告) 令和2年7月9日 (開始決定)	令和2年9月10日	1200万円
5	公開買付者役員からの情報受領者に よる北川工業(株)株式に係る内部 者取引 (令和2年度第7号)	公開買付け等事実(日東工業(株)の業務執行を決定する機関が、北川工業(株)株式の公開買付けを行うことについての決定をしたこと)について、日東工業(株)の役員から伝達を受けながら、当該事実の公表前に、自己の計算において、北川工業(株)株式を買い付けた。	個人	令和2年9月11日 (勧告) 令和2年9月18日 (開始決定)	令和2年11月5日	235万円
6	公開買付者との契約締結者社員から の情報受領者による北川工業(株) 株式に係る内部者取引 (令和2年度第8号)	公開買付け等事実(日東工業(株)の業務執行を決定する機関が、北川工業(株)株式の公開買付けを行うことについて、日東工業(株)との契約結合から伝達を受けながら、当該事実の公表前に、自己の計算において、北川工業(株)株式を買い付けた。	個人	令和2年9月11日 (勧告) 令和2年9月18日 (開始決定)	令和2年11月5日	238万円
7	石垣食品(株)における有価証券報 告書等の虚偽記載 (令和2年度第10号)	子会社において、適切な期間に費用を認識しないこと等による不適正な会計処理を行い、重要な事項につき虚偽の記載がある有価証券報告書等を提出した。	石垣食品(株)	令和2年10月20日 (勧告) 令和2年10月21日 (開始決定)	令和2年12月15日	600万円
8	ソフトマックス(株)役員からの情報受領者による内部者取引 (令和2年度第11号)	重要事実 (ソフトマックス (株) の業務 執行を決定する機関が、株式の分割を行 うことについての決定をしたこと) につ いて、同社役員から伝達を受けながら、 当該重要事実の公表前に、自己の計算に おいて、同社株式を買い付けた。	個人	令和2年10月20日 (勧告) 令和2年10月27日 (開始決定)	令和2年12月15日	27万円

No.	事 件 名	違反行為の態様	被審人	勧告・開始決定	課徴金納付命令	課徴金額
9	イオンディライト (株) における有 価証券報告書等の虚偽記載 (令和2年度第14号)	子会社において、架空売上の計上による 売上の過大計上、仕入の未計上による売 上原価の過少計上等、不適正な会計処理 を行い、重要な事項につき虚偽の記載が ある有価証券報告書等を提出した。	イオンディライト (株)	令和2年12月22日 (勧告) 令和2年12月24日 (開始決定)	令和3年2月25日	3565万円
10	(株) ジャパンディスプレイにおけ る有価証券報告書等の虚偽記載 (令和2年度第15号)	架空の期末在庫の計上による売上原価の 過少計上、販売見込みのない在庫の評価 損未計上による売上原価の過少計上、収 益の認識基準を満たしていない売上の計 上、固定資産の過大計上等、不適正な会 計処理を行い、重要な事項につき虚偽の 記載がある有価証券報告書等を提出し、 重要な事項につき虚偽の記載がある有価 証券届出書に基づく募集により有価証券 を取得させた。	(株)ジャパンディス プレイ	令和2年12月22日 (勧告) 令和2年12月24日 (開始決定)	令和3年2月25日	21億6333万 4996円
11	ビート・ホールディングス・リミ テッド株式に係る相場操縦 (令和元年度第34号)	ビート・ホールディングス・リミテッドの株式につき、同株式の売買を誘引する目的をもって、同株式の売買が繁盛であると誤解させ、かつ、同株式の相場を変動させるべき一連の売買を行った。	個人	令和2年1月28日 (勧告) 令和2年2月4日 (開始決定)	令和3年3月4日	2357万円
12	日本海洋掘削(株)社員による内部 者取引 (令和元年度第35号)	重要事実(日本海洋掘削(株)の業務執行を決定する機関が、更生手続開始の申立てを行うことについての決定をしたこと)について、職務に関し知りながら、当該重要事実の公表前に、自己の計算において、同社株式を売り付けた。	個人	令和2年1月28日 (勧告) 令和2年2月4日 (開始決定)	令和3年3月4日	27万円
13	大和重工(株)株式に係る相場操縦 (令和2年度第12号)	大和重工 (株) の株式につき、同株式の 売買を誘引する目的をもって、同株式の 売買が繁盛であると誤解させ、かつ、同 株式の相場を変動させるべき一連の売買 及び委託をした。	個人	令和2年11月4日 (勧告) 令和2年11月11日 (開始決定)	令和3年3月4日	906万円
14	(株)キムラタン株式に係る相場操 縦 (令和2年度第13号)	(株) キムラタンの株式につき、同株式の売買を誘引する目的をもって、同株式の売買が繁盛であると誤解させ、かつ、同株式の相場を変動させるべき一連の売買及び委託をした。	個人	令和2年12月15日 (勧告) 令和2年12月22日 (開始決定)	令和3年3月4日	425万円
15	(株)ディー・エル・イーとの契約 締結交渉者従業者による内部者取引 等 (令和2年度第16号)	(1)職務に関係性に関係を対して、(1)職務に関係性に関係を決定する機関の業務執行を決定する機関が、会社の分割をした。というできるというにのの公表前に社体させるとによりにのである。 (2)重要事実のでは、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、で	個人	令和3年1月15日 (勧告) 令和3年1月21日 (開始決定)	令和3年4月8日	451万円

No.	事 件 名	違反行為の態様	被審人	勧告・開始決定	課徴金納付命令	課徴金額
16	(株) ディー・エル・イーとの契約 締結交渉者従業者からの情報受領者 による内部者取引等 (令和2年度第17号)		個人	令和3年1月15日 (勧告) 令和3年1月21日 (開始決定)	令和3年4月8日	305万円
17	ユー・エム・シー・エレクトロニ クス (株) における有価証券報告書 等の虚偽記載 (令和2年度第18号)	連結子会社において、売上の過大計上、 買掛金の過少計上による売上原価の過少 計上、在庫の過大計上による売上原価の 過少計上等の不適正な会計処理を行い、 重要な事項につき虚偽の記載がある有価 証券報告書等を提出し、重要な事項につ き虚偽の記載がある有価証券届出書に基 づく募集により、有価証券を取得させ た。	ユー・エム・シー・エ レクトロニクス(株)	令和3年1月29日 (勧告) 令和3年2月2日 (開始決定)	令和3年4月8日	3億9615万円
18	富士ソフトサービスビューロ (株) における有価証券報告書等の虚偽記 載 (令和2年度第19号)	受託業務に関する売上を過大に計上する という不適正な会計処理を行い、重要な 事項につき虚偽の記載がある有価証券報 告書等を提出した。	富士ソフトサービス ビューロ (株)	令和3年1月29日 (勧告) 令和3年2月2日 (開始決定)	令和3年4月8日	1200万円
19	ジョルダン(株)株式に係る相場操 縦 (令和2年度第20号)	ジョルダン(株)株式につき、同株式の 売買を誘引する目的をもって、同株式の 売買が繁盛であると誤解させ、かつ、同 株式の娼場を変動させるべき一連の売買 及び委託をした。	個人	令和3年1月29日 (勧告) 令和3年2月5日 (開始決定)	令和3年4月8日	2673万円
20	ジョルダン(株)株式に係る相場操 縦 (令和2年度第21号)	ジョルダン (株) 株式につき、同株式の 売買を誘引する目的をもって、同株式の 売買が繁盛であると誤解させ、かつ、同 株式の相場を変動させるべき一連の売買 及び委託をした。	個人	令和3年1月29日 (勧告) 令和3年2月5日 (開始決定)	令和3年4月8日	70万円
21	アイシン精機(株)との契約締結交 渉者社員による内部者取引 (令和2年度第22号)	重要事実(アイシン精機(株)の業務執行を決定する機関がアイシン・エイ・ダブリュ(株)と合併を行うことについての決定をしたこと)について、職務に関し知りながら、当該事実の公表前に、自己の計算において、同社株式を買い付けた。	個人	令和3年1月29日 (勧告) 令和3年2月5日 (開始決定)	令和3年4月8日	15万円
22	(株) ジェイホールディングスにおける有価証券報告書等の虚偽記載 (令和2年度第24号)	連結子会社において、不動産売買の媒介 等に係る架空売上の計上という不適正な 会計処理を行い、重要な事項につき虚偽 の記載がある有価証券報告書等を提出し た。	(株)ジェイホール ディングス	令和3年2月26日 (勧告) 令和3年3月2日 (開始決定)	令和3年5月20日	1800万円

<sup>※</sup> No. 1の課徴金額については、納付命令決定時に同一事件の裁判が係属中であったことから、同一事件に係る課徴金の効力を停止していたが、同一事件の裁判について罰金1000万円の判決が確定し、当該罰金は効力停止中の課徴金の額を上回ったため、令和3年5月20日付けで、同一事件に係る課徴金納付命令決定取消しの決定を行った。